

平成30年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月16日（金曜日）

平成30年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成30年3月16日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年3月16日（金曜日）午後1時03分開議

- 日程第 1 同意第 1号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 同意第 2号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第 8号 平成29年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第 9号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第10号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第11号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第12号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第13号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第14号 平成29年度甘楽町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第15号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 甘楽町小規模企業振興条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 甘楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 甘楽町企業誘致促進条例の全部を改正する条例について

- 日程第 1 6 議案第 2 0 号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 2 1 号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 甘楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 農業体験実習施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 甘楽町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 甘楽町道路線の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第 4 0 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 追加日程第 1 議案第 4 4 号 甘楽町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 1 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第 4 2 議員派遣の件について
- 日程第 4 3 一般質問 第 1 番 金 田 倍 視 (空から観る甘楽町)
- 第 2 番 山 崎 澄 子 (消防援助隊の実態について)
- 第 3 番 山 田 邦 彦 (「屋号プレート」を設置し街を賑やかに)
- 第 4 番 山 田 邦 彦 (「木工学校」の設置を)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	黒澤篤君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	大河原敦子君
総務課長	森田稔君	企画課長	富田浩君
健康課長	松井均君	住民課長	三木保広君
産業課長	横尾弘君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	関口幸美君	学校教育課長	山崎ひづる君
社会教育課長	齋藤淳二君		

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	飯塚香奈
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 0 3 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、同意第 1 号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、只今同意されました齋藤満知子君から発言を求められておりますので、これを許します。

齋藤満知子君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔齋藤満知子君入場〕

◇教育委員会委員（齋藤満知子君） 只今は、教育委員任命にあたりましてご同意いただき、ありがとうございます。

私のような者が教育委員というのは、自分では本当におこがましく申し訳ないと思う気持ちもいっぱいです。けれども、教育委員会制度とか、いろいろな事情がありまして、再任ということで、もう何年か甘楽町の子どもたちのために、そして町の教育振興のために、本当に微力ではありますが、お手伝いをさせていただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

〔齋藤満知子君退席〕

◇

○日程第2 同意第2号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第2、同意第2号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、只今同意されました中野惣一君から発言を求められておりますので、これを許します。

中野惣一君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔中野惣一君入場〕

◇固定資産評価審査委員会委員（中野惣一君） 只今、町長より提案され、また議会の皆さんの同意を得ました11区の中野惣一でございます。2期目となります固定資産評価審査委員会委員となりました。大変大役ではありますが、頑張って全うしたいと思います。

固定資産におきましては、甘楽町の税の根幹を成す税でございます。幸いに、近年はクレームが付きませんので、審議はありませんが、役場の皆さんには評価・課税等を上手にやってもらいたいと思います。

また、私たちも頑張ってやっていきたいと思いますので、どうか皆さん、よろしく願いします。ありがとうございました。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございました。退席をお願いいたします。

〔中野惣一君退席〕

◇

○日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定しました。

○日程第4 議案第8号 平成29年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、議案第8号 平成29年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第5 議案第9号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、議案第9号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第6 議案第10号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、議案第10号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第7 議案第11号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、議案第11号 平成29年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第8 議案第12号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第8、議案第12号 平成29年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第 9 議案第 13 号 平成 29 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 9、議案第 13 号 平成 29 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第 10 議案第 14 号 平成 29 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 3 号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 10、議案第 14 号 平成 29 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第 11 議案第 15 号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 11、議案第 15 号 甘楽町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 2 議案第 1 6 号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1 2、議案第 1 6 号 甘楽町指定居宅介護支援等の事業の
人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 3 議案第 1 7 号 甘楽町小規模企業振興条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1 3、議案第 1 7 号 甘楽町小規模企業振興条例の制定に
ついてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 1 4 議案第 1 8 号 甘楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定につ
いて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1 4、議案第 1 8 号 甘楽町地区計画等の案の作成手続に
関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第15 議案第19号 甘楽町企業誘致促進条例の全部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第15、議案第19号 甘楽町企業誘致促進条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第16 議案第20号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第16、議案第20号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第17 議案第21号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第17、議案第21号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第18 議案第22号 甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第18、議案第22号 甘楽町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第19 議案第23号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第19、議案第23号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第20 議案第24号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第20、議案第24号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第21 議案第25号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第21、議案第25号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第22 議案第26号 甘楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第22、議案第26号 甘楽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第23 議案第27号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第23、議案第27号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第24 議案第28号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第24、議案第28号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、議席12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第28号に反対の立場で討論します。

私は、公的介護保険制度は、社会保障制度の大切な一つの柱として位置付けなければならないと思っています。

介護保険が始まる前から指摘させていただきましたが、介護保険のお世話になる人は、甘楽町では全体の約12%です。ほとんどの人が介護保険のお世話にならずに一生を終わることが、この間改めて明らかになっています。

それなのに、保険料は、第1号保険者に対しては一部補助がされているものの、基準の第5段階の人で年間5万2,800円だったのが、8,400円値上げされ、6万1,200円になる内容です。

特に、第1段階の人は、生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、そして世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合

計が80万円以下の方の人たちです。民間の保険なら入らないのではと思える人たちですが、公的だからこそ大きな期待があり、皆保険だから逃れられない。それがこの保険です。

年金からは、強制的に引かれたりする割には、利用する時には利用料が1割も取られません。また、いつでも、誰でも、どこでもサービスが受けられなければならないのに、他の保険と違って、認定をされなければサービスが受けられません。そして、サービスを受けている時でも保険料が取られるなど、いろいろな矛盾があるのが現実です。

私は、まず介護保険での国の負担割合を現在の25%から、最低でも30%に増やし、保険料や利用料の減額や免除制度を作ること、保険料や利用料のあり方を支払い能力に応じた負担に改めること、そして以前のように要介護1、2の方も特別養護老人ホームに入れるようにすること、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進め、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤を整備すること、さらに「福祉は人」の立場で介護労働者の労働条件を守り改善すること、こういったことが必要だと思います。

もし、国や県がやらないのであれば、町独自でも行うべきだと考えます。しかし、そのプランは示されていません。政府はいつも消費税は福祉のため、社会保障のため、充実のために使うと言っていますが、実際には1988年消費税導入前は当然消費税率はゼロ%でしたが、医療の面で見ると、労働者本人の窓口負担は1割でした。現在は3割に増えています。高齢者の窓口負担も定額で800円だったのが、1割から3割になっています。年金の面でいくと、厚生年金の支給開始年齢60歳が65歳に、国民年金の保険料が月額7,700円から1万5,000円以上になっています。福祉の面でも、いろいろな負担増がされているのが実際です。

社会保障制度は、残念ながら後退をしていると言えます。きちんと社会保障のために使えば、高齢者に大きな負担をしなくても介護保険事業を行うことは可能です。所得の低い人ほど負担率が高くなる逆進性という結果になる消費税は、一部の非課税品はあるにしても、衣食住の生活必需品に等しく8%掛けられています。

1989年4月に消費税が導入されて以来、今まで27年間で消費税の税収は300兆円にも上ります。一方、この間にいわゆる法人3税の合計した減税がほぼ同額行われています。実質的に落ち込んだ法人税収の穴埋めに消費税収がほとんど消えてしまった形です。トヨタなど大企業には輸出戻し税で納めてもいない消費税が戻ってまいります。また、株など有価証券を持っている富裕層には、税が軽減されています。大企業や富裕層へ

の優遇はやめて、能力に応じて課税するべきだと思います。そうすれば、今まで一生懸命に町のために働いてきていただいた高齢者に対し、大きな負担をさせずに済む訳です。

そもそも日本の社会は、77なら喜寿、88で米寿、その後、卒寿、白寿と高齢を心から祝う社会でした。もし、国が有効な対策をとらないのであれば、身近な自治体がきっちり援護策を作り行うべきと思いますが、そうなっていませんので、賛成できません。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、議席1番黒澤篤君。

◇1番（黒澤 篤君） 私は、議案第28号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

私たちの社会は、現在急速に高齢化が進んでいます。高齢者の介護を支える社会保険制度として、住民の多くが支持するものであり、今後も維持していかなければならない極めて重要な制度です。

今回策定された第7期事業計画では、平成29年度と比較して、要支援・要認定者が609人となり、15%の伸びを見込んでいます。このことから、介護給付等に要する費用の増加は避けられない状況です。

また、高齢者が住み慣れた家庭や地域で自立して暮らすための施策であり、予防給付や地域支援事業などに積極的に取り組む内容となっており、今回の介護保険条例の改正は、このような取り組みを行っていくために必要な改正であり、高く評価し、賛成したいとするものでございます。

結びに、町長におかれましては、本町のさらなる飛躍と発展のため、町政運営に全力で取り組んでいただくようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

◇議長（佐俣勝彦君） 他に討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第25 議案第29号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第25、議案第29号 甘楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第26 議案第30号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第26、議案第30号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇
○日程第27 議案第31号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第27、議案第31号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第28 議案第32号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第28、議案第32号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第29 議案第33号 農業体験実習施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第29、議案第33号 農業体験実習施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第30 議案第34号 甘楽町都市公園条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第30、議案第34号 甘楽町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第31 議案第35号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第31、議案第35号 甘楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第32 議案第36号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第32、議案第36号 甘楽町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第33 議案第37号 平成30年度甘楽町一般会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第33、議案第37号 平成30年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、議席12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第37号について、反対の立場で討論いたします。

つい一昨日、国連が世界幸福度ランキングを発表しました。このランキングは、所得や健康と寿命、社会支援、自由、信頼、寛容さなどの要素を基準にランク付けされたもので、日本は残念ながら昨年が51位で、今回は3位下がって54位とのことです。これは、いわゆる先進国の中では最下位で、国づくりを変えていく必要を強く感じました。ぜひ来年は上位になるようにしていただきたいと思ったのは、私だけではないと思います。

さて、町長は、日頃から「子どもは町の宝」「子育てするなら甘楽町」と述べています。私も、その考えは大賛成です。実際に、旧福祉センターを開放し、子育て支援のためのサービスを開始したことは大変喜ばしいことだと思っています。

しかし、「子どもは町の宝」「子育てするなら甘楽町」と言うのであれば、例えば学校給食費の無料化や子ども食堂を開始したり、学校にお弁当の日を作り、子どもたちに食育を徹底していく。また、入学準備金の入学前の支給、育休中のゼロ歳児や1歳児保育の実施、またイクボス制度の開始など、すぐ行うべきと考えます。

また、住民の切実な要望である住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度、社会教育団体制度の導入や消防団の方への報酬を増額すること、ゴミ袋のさらなる値下げ、LGBT条例を制定すること、さらに公営墓地の設置など、たくさんあります。

また、議員全員が参加し、半年以上の時間を掛け、人口減少問題を討論した結果、全議員で提案した「254バイパスに道の駅の設置」などなどが、手の付いていないものがた

くさんあります。

住民の要望をもっと実現でき、「子どもは町の宝」と真に言えるような予算には、残念ながらなっていないと考えますので、賛成できません。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、議席3番金田倍視君。

◇3番（金田倍視君） 私は、議案第37号 平成30年度甘楽町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度一般会計予算の総額は、48億4,600万円で、前年度と比較して4.7%の減額となっています。税収は微増するものの、財源が不足するために、町の貯金である財政調整基金を取り崩した予算ですが、将来的な負担を考慮して町債の借り入れを抑制し、財政の健全化にも配慮した編成となっています。

重点事業としても、甘楽パーキングエリア・スマートインターチェンジ整備事業は、現在、群馬県が金井地区に造成している甘楽第一産業団地への企業誘致を有利に進められるとともに、雇用の創出、観光客の誘客、町民の利便性の向上に寄与するものです。

さらに、企業誘致促進奨励金、中小企業退職共済加入促進補助金が新設され、町外からの企業誘致だけでなく、町内企業への支援も拡充しています。

また、小さな子どもから高齢者まで多世代にわたる交流施設として整備された「にこにこ甘楽」では、新規に子育て支援センターが新設され、育児についての相談やファミリーサポートセンター事業を実施する予算が計上されており、既存の事業に加えて子育て支援事業をより充実しています。

平成30年度一般会計予算は、少子高齢化対策、障がい者支援、環境整備、社会資本整備、農業振興、林業振興、観光振興、商工振興、防災対策、教育振興、国際交流、文化活動の振興、行政の効率化など、非常に多岐にわたる事業に予算が配分されています。バランスのとれた構成となっています。

厳しい財政現状の中でも、甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」を進める上で、適当な予算であると判断し、賛成といたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 他に討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第34 議案第38号 平成30年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第34、議案第38号 平成30年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第35 議案第39号 平成30年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第35、議案第39号 平成30年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第36 議案第40号 平成30年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第36、議案第40号 平成30年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 37 議案第 41 号 平成 30 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 37、議案第 41 号 平成 30 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 38 議案第 42 号 平成 30 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 38、議案第 42 号 平成 30 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 39 議案第 43 号 平成 30 年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 39、議案第 43 号 平成 30 年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第40 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第40、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（柳澤清次君） 平成30年3月16日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。甘楽町議会総務文教常任委員会委員長柳澤清次。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告します。

記。1、開催日時。3月9日午後3時55分。2、場所。甘楽町公民館大会議室。3、出席者。委員長、柳澤清次。副委員長、金田倍視君。委員、山崎澄子君。委員、長谷川儀平君。委員、中里芳久君。4、欠席者。委員、富岡朝男君。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、森田稔君。企画課長、富田浩君。住民課長、三木保広君。会計課長、大河原敦子君。学校教育課長、山崎ひづる君。社会教育課長、齋藤淳二君。

6、審査の状況。

請願第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願。

請願の内容等を検討したところ、国の経済政策や社会保障と税の一体改革における消費税の引き上げが平成31年10月に予定されており、実現性の面においても今後の動向を見極める必要があるとの意見で一致した。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定した。

請願第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願。

請願の内容等を検討したところ、国の経済政策や社会保障と税の一体改革における消費税の引き上げが平成31年10月に予定されており、また隔月を毎月に改める場合に、電算システムの変更等に多額の費用が見込まれることから、実現性の面において今後の動向を見極める必要があるとの意見で一致した。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務文教委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑が無ければ質疑を終結いたします。自席へお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論が無ければ討論を終結いたします。

請願第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、請願第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



◇議長（佐俣勝彦君） 日程の追加について、お諮りします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、議案第44号 甘楽町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第44号を議題とすることに決定しました。



○追加日程第1 議案第44号 甘楽町課設置条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第1、議案第44号 甘楽町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（森田 稔君） 追加議案書をお願いいたします。議案第44号 甘楽町課設置条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。平成30年3月16日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。健康課の分掌事務の一部を住民課へ移管するため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑が無ければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論が無ければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第41 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第41、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉

会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

◇

○日程第42 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第42、議員派遣の件について議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によってお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

◇

午後1時54分

午後1時58分

○日程第43 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、再開いたします。

日程第43、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問1を議席3番金田倍視君、登壇の上、質問願います。

◇3番（金田倍視君） 「空から観る甘楽町」。甘楽町観光PRとして、また60周年記念としてドローンを使用しての空撮映像DVDを作成してはいかがでしょうか。

郷土の風景や登山道、史跡、催し物なども空からの映像で、より一層の興味を引かれる魅力のある紹介と思われれます。

DVDは、道の駅やふるさと館をはじめ、町内外に協力いただける所には商品としても販売できるのではないかと考えられます。

DVDの作成は、映像があれば、字幕やナレーションなどの編集は手作りでできるのではないのでしょうか。

以上を提案しますが、作成の意思の有無をお聞かせください。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、只今の金田議員からのご質問にまずお答えをいたします。

金田議員のご質問にありますとおり、最近はプロモーション映像としてドローンによる空撮映像が多く使用されておる現状であります。

確かに、空から見る映像は、自分がまさに鳥になって飛んでいるようなイメージでありまして、普段は見られない角度からの映像で、地域の魅力をアピールするには効果的であるためと思われまます。

町の魅力を多くの人に情報発信することは、町への観光客の誘客にもなりますし、観光客が大勢来てくれれば、町の元気にも繋がることと思っておるところであります。

今後、町のPRの手段の一つとして、ドローンの活用を前向きに検討していきたいというふうに考えております。

また、ドローンは、山林火災などの災害対応や子どもたちをはじめとする町民の皆さんへ、地域の魅力を再確認、再発見していただくことにも活用できると考えております。

観光PRだけにとどまらないドローンの活用や、職員のドローンの操作と映像編集の技術向上にも取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

◇3番（金田倍視君） ありがとうございます。ぜひ前向きでお願いいたします。

また、インターネットではグーグル社の地図を開くと、ストリートビューですか。それにかかなり今細かい道まで撮影されて閲覧できるようになっております。多分、車から見たんでしょうけれども、車で何秒おきかに走って行って、そこで写真を撮っていると思うんですけれども、この飛行機でいくと360度、その都度その都度、景色も見られて非常にこれもいいんじゃないかと思っております。

また、富士山だとか有名な山には、登山道でこれができています。まさに、パソコン見ながら1歩1歩といった感じで登山のバーチャルができるということでもあります。

また、渋川では伊香保温泉石段街とか、その辺もグーグル社で公開されていない所を1

2カ所ぐらいグーグル社から無償で背負式の撮影機材を借りて、この辺を市や観光協会の人だとか、その他の方や8人で50キロ、昨年10月から2週間で撮影したそうです。2月からは、これも公開されているという、新聞発表です。

こういう背負いでもって行けるような所、これは甘楽町でいえば、稲舎の登山道とか、秋畑の段々畑、紅葉山、連石山、八幡山など、そういう所の紹介ができれば、機材を借りて撮影してそういうものができれば、より観光にも繋がるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） いろいろご提案をいただきました。今後、十分検討して進んでいきたいと思っております。よろしくお願いします。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目、どうぞ。

◇3番（金田倍視君） 町に観光に来てもらう。今は多分こんにやくパークから帰っちゃう人が結構多いんじゃないか。そんな気がします。町に来てもらって、町のいろいろの所を見てもらうには、一番奥に一番のポイントを作って、一番奥に来てもらうのが一番手取り早く、途中でも、あっちもこっちも、というついででもいいですから寄っていつてくれるんじゃないかと思っております。そんなところで、私が思うのには、秋畑に何か欲しいな、秋畑でもって人が呼べれば、また楽山園でも道の駅でも自然的に人が寄って来てくれるんじゃないかという、そんな考えがあるんですけども、これちょっと質問には出してなかったんですけど、もし秋畑地区に何か観光的なもので今考えがありましたら、お聞かせください。何もなければ結構なんですけれど。よろしくお願いします。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 確かに、甘楽町の一番最高峰の1,370メートルの稲舎山が秋畑にある訳でありましてそれぞれの地形といいますか、自然を生かした取り組みを行ってきました。いろんな取り組みを行って、ちいじがきのそば等については結構なお客さんが来てくれております。そういう自然を活かした、地域を活かした、そして今までの農業等を活かしたそれらのそれぞれの取り組みを今後も十分進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇3番（金田倍視君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 金田倍視君の質問が終了しました。

次に、質問2を議席4番山崎澄子君、登壇の上、質問を願います。

◇4番（山崎澄子君） 「消防援助隊の実態について」。火災には初期消火がとても重要とされています。消防団再編により編入された地区では、火災が発生した際に、消防団の出動の遅れが懸念されます。

援助隊の無い地域には、設立の機運が進んでおり、特に消防団編入地区には、援助隊に寄せる期待は大変大きいものです。

お伺いいたします。

援助隊は何か所ありますか。また、編入地帯には設置していきますか。そして、どのような支援がありますか。

器具、機械、この機械というのは、可搬ポンプと積載車両の件ですね。等の点検費用はどうなりますか。

活動中の怪我等不測の事態が発生した際の対応はどうなりますか。

以上をお伺いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

質問でございました消防団の再編につきましては、消防団員はもとより、地域住民の皆さんや関係者を含めて多くの方々により検討され、ご理解をいただいて、現在の2分団6部制に至ったものであります。消防施設や消防団員を取り巻く環境等を踏まえた現段階における最善の施策であると考えておるところであります。

山崎議員のご質問の「消防援助隊」につきましては、町の発足当時から地域の実情に応じて、火災時の初期消火等の役割を担ってきたとされる自主防災組織であります。

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、地域の連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、火災予防や火災時の初期消火はもとより、災害等が発生した場合には、被害を予防し、軽減するための組織のことで、町の地域防災計画にも「自主防災組織の育成強化」として、その重要性が記載をされておるところであります。

このため、消防援助隊は、地域の自主的な判断により組織化されるものと考えております。

現在、町の消防援助隊は、8つの組織があり、町からは補助金等を交付して支援を行っ

ているところであります。

また、消防援助隊員の活動中の怪我等につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金による公務災害として、消防団と同等の補償がありますので、ご安心をいただきたいと思っております。

この後、消防援助隊への支援及び機械・器具等の点検費用の対応等の詳細につきましては、担当課長にお答えをさせますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（森田 稔君） それでは、命によりお答えいたします。

町の消防援助隊の組織状況につきましては、可搬ポンプを所持する5つの援助隊及び可搬ポンプは所持しませんが、マンパワーによる活動を行う消防OBによる3つの援助隊、計8つの組織があります。

これらの組織に対しまして、町からの支援としては、毎年、可搬ポンプを持つ援助隊につきましては補助金を交付し、マンパワーの援助隊には慰労金をお支払いしています。

また、可搬ポンプ及び器具等につきましては、消防車更新の際に必要なに応じて払い下げを行っておりますが、車両の払い下げは今のところ行ったことはございません。

可搬ポンプの点検費用等につきましては、一度払い下げをしたものですから、各援助隊で負担をしていただいております。

なお、現在、天引地区の区長さんから援助隊設置の意向を伺っておるところであります。今後、設置にあたってのご相談もあると思えます。真摯に対応を行ってまいりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら願います。

◇4番（山崎澄子君） 大変丁寧な分かりやすい答弁でありありがとうございました。これは町長もおっしゃいましたように、自主という自主組織というような形だということをおっしゃられました。そういったことで、どちらかといったらボランティアの要素が大きいと思うんですけれども、こうやって地域のそういったことに対して出動した際の公務にはなりませんけれども、このところはかなり心配されるものでしたけれども、消防団と同じ保険といいますか、そういったものは同じだということを伺いまして、これは非常に安心だと思えます。

それと、あと天引がとっぴな地域というところと申し上げるとおかしいんですけれども、秋畑

とか天引とか国峰はすぐ山を抱えておりますね。それなので、えっさえっさと運ぶポンプよりも、やはりそれを運ぶ自動車が、積む自動車ですね。があればとてもいいんじゃないかと思うんですが、そういったものに対しても、やはり町の方で用意していただくと言ったらおかしいんですけれども、よろしいんじゃないかと思いますが。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） お答えはいただくんですか。

◇4番（山崎澄子君） はい、自動車というか可搬ポンプの可搬車の件は、いただければと思うんですが。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 現在、可搬を積んでおる自動車がある訳でありますけれども、それを今までの経過からいきますと、払い下げて欲しいと言われた自主組織はございませんでした。現実的に、自動車を1台持つということはなかなか大変なのかなというふうに思っておるところでありますけれども、強い要望があれば、今度は消防自動車としてでなく、サイレンや赤灯を取って、普通の自動車として利用していただく、その運営をしていただくということであれば、検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） ありがとうございます。それで、要するにそういったものに対しての点検費用ですね。そちらの方は自主ということになりますと、援助隊というか、その地区が持つという形になるんでしょうか。その辺の援助はどういうんでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） その辺は、先程課長がお答えしたとおり、現在そういうものは行っておりませんので、ぜひ自主的な組織の中で、自主的に運営を行っていただく、ボランティアで行っていただくことが、今までの経緯からしてもそのような形になろうかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、山崎澄子君の質問が終了しました。

次に、質問番号3から質問4まで議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「屋号プレートを設置し街を賑やかに」についてと「木工学校の設置を」について、質問いたします。

まず、「屋号プレートを設置し街を賑やかに」についてですが、全国の町では、その昔

の姿を保存したり、修繕・復活させたりするところが多く見られます。私たちの先輩方がどんな気持ちで町を造り、どんな方法で町を維持し、現在に繋いでできているかを知るには、いつ、誰が、どこで、何をしたかを知る必要があります。よその町ではなく、自分の町「家」の歴史を知るためにも、来訪者に甘楽町をもってよく知っていただくためにも、それぞれの家の歴史が分かるような表示などが必要だと思います。

いわゆる屋号のある家はもちろん、無い家もその「なりわい」を表示すればOKと思います。

町内全部の家に歴史があり、知って欲しいものがあると思いますが、まず、国道や県道沿いの家に屋号プレートとその家の生い立ちなどの表示板を掲げてはいかがでしょうか。その際に、LEDをセットすれば、「夜も歩きやすい町」になると思います。

そして、いわゆる「甘楽の古地図」を作り、足が悪く町を歩き回れない人たちにも、家にいながら自分の町の歴史を知ることができるようにすることや、この「古地図」は学校の副読本にし、学べるようにする。

こういうことが考えられますが、町の考えを伺います。

次に、「木工学校の設置を」について、伺います。

この間、町の特産品や産地化をテーマに、たくさんの方が知恵を絞っています。幾つもの特産品ができましたが、いまだ万人が認めるものが無いように感じています。

私は、「人間」が特産物になり得ると思っています。

幸い、この甘楽町には、人間国宝の須田賢司氏が在住していただいています。今のうちに力をたくさん発揮していただき、人材を作ってはいかがでしょうか。

人間国宝と書きましたが、須田先生と言わせていただきます。須田先生以外にも、木の専門家や職人、芸術家の方々にも手伝っていただき、いわゆる「木工学校」を作り、町内外の若人を育てること、これが重要になると思いますが、いかがでしょうか。学校づくりは、本来国や県の仕事だと思いますが、ぜひ町として国や県に対して働きかけをしてはいかがでしょうか。

もし、県や国が作らないのであれば、町が作る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そういった取り組みを続ければ、木工職人を育てる、新たな木工作品を町の特産物とすることができる、世の中にもアピールすることができると思います。

立派な須田先生のギャラリーができました。計画的に町の子どもたちが見学できるよう

なシステムを作ってはいかがでしょう。

また、ギャラリーや学校などで須田先生と子どもたちが触れ合う機会を作る。

そして、学校の部活の中に「木工」も加える。

須田先生の作品を町としてもたくさん購入し、学校や図書館、その他の公共施設に展示をし、身近に作品に触れられるような工夫をすること。

そして、ふるさと納税の返礼品や各種表彰の賞品、視察研修の際の土産品。これは行く時も迎える時も、木工製品を加えていただければいかがと思います。

最後に、遊休農地などに、漆やクルミ、桑ですとか、ケヤキ、イチョウ、その他の樹木、特に広葉樹を植えて、公園のように使ったり、その果実としても農産物として売り出すことができる。木が大きくなれば、当然材料として活用ができると思います。

いろいろと申し上げましたが、それぞれ町の考え方を伺います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問3から4までを一括して答弁願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田議員から2つのご質問をいただきました。お答えをいたします。

まず最初に、「屋号プレートを設置して街を賑やかに」ということでありますけれども、町はこれまでも歴史を活かしたまちづくりを進めて、町の活性化と交流人口の増加に努めてきたところではあります。

山田議員の言われるように、町や地域の歴史、さらには家の歴史を知り、伝えていくことはとても良いことだというふうに考えます。

最初のご質問の屋号プレートを設置することについてですが、全国各地の旧街道沿いのかつての宿場などで屋号看板を設置し、地域や各家庭の歴史を伝える取り組みが行われていることは自分も承知をしているところであります。

こういった「屋号プレート」は、国道もしくは県道沿いの広範囲な家に設置するのではなく、まずは歴史的景観を残している城下町小幡やかつての下仁田街道、現在の国道254号線沿いの宿場であった福島宿などが候補地として考えられるのではないかと思います。

しかし、各家庭の「なりわい」や「生い立ち」などの表示につきましては、その家の過去を表示する訳ですから、住民の同意が必要なことはもちろん、時代設定も難しいのでは

ないかと考えております。

実施方法につきましては、行政主導ではなく、地元の皆さんが、地域の皆さんが、地域の歴史や各家庭の歴史を伝え、ずっと大切に残していきたいと思う合意形成が得られれば、町としても協力をしていきたいと考えております。ぜひ、山田議員におかれましても、力添えをいただきたく、お願い申し上げるところであります。

次に、2番目のご質問の「甘楽の古地図」を作り、町の歴史を知ることができるようにすることについては、現在そのような目的で活用できる古い地図、いわゆる「古地図」はほとんどありません。

従いまして、今後、どこにどのような「古地図」があるのか、文化財調査委員会や甘楽町郷土史研究会にもご協力いただき、まずは調査をしていきたいと考えておるところであります。

次に、3番目のご質問の「甘楽の古地図」を学校の副読本に採用することについては、先程言いましたように、活用できる「古地図」があれば、地域の歴史を知ってもらうための資料として、学校側にも提供していきたいと考えておるところであります。

今後も、貴重な歴史的遺産を町の財産として良好に保存・活用し、歴史を活かしたまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお祈りを申し上げます。

それから、もう一つ、「木工学校」、これについてのご質問をいただきました。

木工専門の学校について調べたところでもありますけれども、木工の知識や技術を身に付ける、いわゆる学べる学校等は全国で26カ所程あり、大別すると芸術・デザイン系の大学か、職業訓練系の学校となるところであります。

学校教育法第2条において、国の設置する学校、地方公共団体の設置する公立学校、学校法人の設置する私立学校を設置することができる旨でありますけれども、設置についてはそれぞれの基準や条件、認可、そして多くの財政的負担等が必要になるため、町として木工学校の設置は現在は考えておりません。

もちろん、山田議員がおっしゃるように、町には人間国宝の須田賢司氏がおられますし、群馬県で唯一の人間国宝須田氏は町にとっても大きな誇りであります。

須田氏のもとで若手の工芸家や外国人の研修等において、町で支援できるものは実施をしていきたいと考えております。

子どもたちには、人間国宝の須田氏を知っていただき、伝統工芸の素晴らしさや大切さ

を理解してもらいたいと思っているところでもあります。子どもたちの社会的、職業的自立に向けたキャリア教育にとっても、意義のあることだと考えます。

また、町には須田氏の他にも、西川氏、柏葉氏等、木工に携わっていただいている方が数名おられます。

西川氏の写真額は、出産や婚姻届の記念品として採用し、柏葉氏の木のおもちゃは文化会館において、幼稚園・保育園の子どもたちも暖かな木のぬくもりを味わうことができ、引き続き、皆様にご協力をいただき、木の素晴らしさを伝えていきたいと考えております。

そして、将来、木工に興味を持ち、木工の道を歩む子どもたちが育つことを期待しております。

以上、ご質問①から③をお答えさせていただき、ご質問の④以降については、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解をお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（山崎ひづる君） 命によりお答えいたします。

ご質問④、⑤、須田氏の工房に併設されたギャラリーへの見学につきましては、クラスごとに実施した場合、大人数になり、創作活動に支障をきたすことにもなりかねますので、教育委員会としては長岡今朝吉記念ギャラリー等において展覧会等実施の際、子どもたちに本物を見る機会を設けていきたいと考えております。

⑥の学校の部活動に「木工」を加えることについては、子どもの人数の減少により、部活の見直し等も検討している中、増やすことは考えておりません。中学校では、技術家庭の授業で木工作品の制作等も実施しております。

⑦につきましては、学校や図書館として、本物の作品を購入することは難しいと考えます。できることであれば、講演会等にご協力をいただければありがたいと考えております。

ご質問の④、⑤で回答いたしましたが、できるだけ子どもたちに本物を見る機会、木工や伝統工芸について知る機会を設けていきたいと考えております。

ご質問の⑧については、ふるさと納税の返戻品として、すでに須田氏の作品や西川氏の製品を採用し、出産・婚姻のお祝い品として西川氏が制作する写真額を贈呈しております。

また、11月の甘楽町総合表彰や2月のふるさとコンサートの表彰楯として、今年度か

ら地元工芸家の木工と陶芸を融合した製品を採用いたしました。

さらに、木工製品であります、柏葉氏作「かんらちゃん」をイタリア・チェルタルド市青年使節団への土産品として活用させていただきました。

今後も、多くの場面で必要に応じて、地場産の木工製品を活用していきたいと考えております。

ご質問⑨であります、遊休農地を有効活用することは望ましいことと思います。しかし、ケヤキなどの樹木については、農地に植えられませんので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問3について、2回目の質問がありましたら、お願いをいたします。

◇12番（山田邦彦君） 意義ですとか、質問の趣旨は理解していただいたようであります。

①については、そういった形で住民パワーというんでしょうかね。期待するということなので、ぜひこれから見守るということじゃなくて、区長会ですとか、他のグループといいますか、関係者の人たちの中で、そんな話が出ていますよという紹介をしていただいて、いろんな話が見えやすくするような紹介ですかね。繋いでいただくというか、を町としてはしていただけると一層いい話になるように思いますので、ぜひそういう形でやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

②と③は、やっぱり例えば東京なんかですと、時代ごとにいろんな古地図があつて、情報があり余るぐらいあるように紹介されていますが、この辺りだと、なかなかそこまでいきません。ただ、例えば町として呼びかけをしていただいて、こういった何々時代の、どの時代でもいいんですけど、実情が分かるようなものを町の住民の皆さんから提供していただくとか、あるいはいろんな専門家がいらっしゃると思いますので、そういうところに情報を流していただいて、甘楽町だけという、またいろんな仕事もしづらいかと思っておりますので、上手に話を流していただければ情報も集まりやすいのではないかなと思っておりますので、ぜひそのあたり面倒を見ていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 山田議員言われますように、いろんな情報を捉えるといいますか、そういうことは必要だというふうに考えます。そのことによって、地域に住む人たち

が自分の町に愛着を持つ、歴史を知る、そういうことにも繋がってくると思いますので、機会を捉えて、議員おっしゃられますように、うまくという言い方がありますがけれども、うまくできるかともかくとして、町として精いっぱいそういうような取り組みをしながら、町の愛着を持てる運動に繋がっていければいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありましたら。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、質問4について、2回目の質問がありましたら。

◇12番（山田邦彦君） それでは、質問4について、2回目をさせていただきます。

先程、法律の第2条に規定されるような学校はちょっと、ちょっとというか、大分難しそうな話を伺いました。

それで、作業所ですとか、工房ですとか、たまたま来ていろんなことが学べるみたいなイメージになると、やっぱり例えば須田先生の技術なり考え方なり、いろいろなノウハウといいますかね。やっぱり伝わりづらいと思うんですね。法律にのっとっていなくても、学校という名前がやっぱり大事というか、ただ単に研修を受けるとか、訓練するとかということじゃなくて、やっぱり歴史ですとか、いろいろなもの的大所高所から学べるような場所で、しかも技術がきちんと伝承できるような場所、そういう意味で学校という名前、呼び方が大事なかなと思ったので、紹介をさせていただきました。

全国に二十数カ所という話がありましたが、木工に限ってみると、数カ所しか無いらしいですね。それも、いわゆる伝統工芸がある場所、例えば石川県の輪島ですとか、信州のある所ですとか、そういう所では甘楽町の場合は、いわゆる伝統工芸になっていない訳で、また違った意味で難しさがあるかと思うんです。ただ、これからいわゆる伝統工芸の一つに加えてもらえるような体制が、須田先生の力を借りればできていくんじゃないかなと思うんですね。全国にそういう場所が無いだけに、甘楽町で声を発すれば、全国から、あるいは全世界からいろんな人材が集まってきてもらえるような感触を実はあるものですから、検討していただければと思うんですが、そういった観点の学校づくりはいかがでしょうか。これは①から③までがそうなんですが。

④と⑤は、了解しました。

それと、⑥については、1人の生徒が1つの部活にと考えると、確かに難しい面があると思うんですが、1人の能力を伸ばすには、幾つかの、例えばスポーツでもそうですけれ

ども、複数の部活にもチャレンジできるようなシステムにしていけばありがたいなと思うんですが。今、部活のあり方がいろんなマスコミでも言われていますので、活動しなくちゃならないことがたくさん増えちゃうと、子どもたちが逆にパンクしてしまうと思いますので、その辺りは現場で子どもたちの声が一番大事ですからね。相談しながらやっていただければと思うんですが、須田先生いわく、「自分の目の黒いうちに」、こういう言葉が何回か聞かせていただいたものですから、そういう中で、やっぱり子どもたちに伝承していくのが大事なかなと思いますので、ぜひ工夫をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、⑦なんですけれど、何年か前に、3点、町でも値段の高いものを購入していただいて、須田先生からも1点、精度のいいものを寄付していただいたんですが、やっぱりある程度以上の高級品になってしまうと、さわれなくなってしまうんですね。手袋をしてさわるとか、ただ眺めるだけだと、やっぱり心というか、伝わらないと思いますので、もっとも須田先生とも相談しなければいけません、子どもたちがさわったり、いじったりして、木のぬくもりですとか、名人の技ですとかというのが体感できるような形を作る。それで、たくさん購入して欲しいとさっき言いましたが、例えば1つ購入すれば、みんなで学校を回しながらさわるとか、体験するとかできる訳なので、一遍にたくさんというのはなかなか予算の都合があるでしょうから、ぜひ諦めずに他の面での支援にもなりますので、実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

⑧は了解しました。

⑨について、遊休農地そのものにこういう形にすると、なかなか難しい面が出ると思うので、農地を山林に変えるんでしょうかね。何に変えるか分かりませんが、そういった工夫もしながらやっていけば、今、甘楽町中にたくさんの遊休農地があって、ただ国からはもっと耕しなさいという指令が出ているので、そう簡単にはいかないとも思うんですが、とにかく少子高齢化がどんどん進んで、農業離れが進んでということが背景にありますので、ぜひそういう、ケヤキだと実がならないのでだめかもしれませんが、実のなるものであれば、農地のままでもできる部分もあると思いますので、ぜひ工夫していただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 続いてのご質問をいただきました。確かに、山田議員が言われますように、私どもも多少は思うんですけれども、いわゆる法律に基づいた正式な学校とい

うのはもうほとんど無理だというふうに思っております。そういう意味からお答えをした訳でありますけれども、よく老人大学とか、高齢者学校とかいう言い方をしながら、いろんな組織、取り組みをしている例もある訳でありますから、その法律に基づくものでなくて、研修ができるような、みんなが集えるような、そしてそこにも子どもが来られる、外国から来た研修生もそこで勉強ができるというぐらいのそういう意味での学校をこれから目指していくことは必要ではないかなというふうに今思っているところでありますので、ぜひ須田さん、そして柏葉さん、そして西川さん等々ある訳でありますので、そういう木工の来てくれた作家の皆さんの意見も伺いながら、そういう学校にもこれから努力をしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

それから、部活については、この後、教育委員会でお答えをしていただきたいと思っております。

それから、作品の購入でありますけれども、やっぱり須田さんにしてみますと、自分の思いをすべて込めたいいわゆる人間国宝が作った作品だということで、きれいに漆を何回も何回も重ね塗って生漆で作って上げて、そしてそこに螺鈿をやったり、細かな細工をずっとしたりですから、子どもたちの学校をそれぞれと持ち歩くような作品を須田さんをお願いして、それで作品の途中だということであれば、これからここに漆を塗りながら、これできていくんだということであれば、ご理解をいただけるのかとも思いますけれども、それはやっぱり須田さんの作品に対する思いもあるでしょうから、須田さんの意向等もお伺いしながら、そういうものについても検討していきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、先程いただきました部活の関係について、お答えをしたいと思っております。

部活動、先程、議員の方からもありましたように、本来部活動は子どもたちが自分の趣味ですとか、希望に合わせて、どういうものがやりたいという形の中から、学校でこういう部活であればこういう教員が配置はできるとか、指導ができるとかということで、学校の部活は成り立っていくものだと、今でも私なんかはそう思っております。

そういう中で、先程のお答えにもありましたように、現在の甘楽中、大変素晴らしい学校で、子どもも一時期は多くなった訳なんですけれども、全体的に見ますと、やはり現在部活動の数ですとか、種類ですとか、そういうのはやはりもうそろそろ考えていかないとなかなか十分な活動ができていかないんじゃないかというようなところもございますの

で、そういう中で、子どもたちが本当に町が木工を盛んなものにしていきながら、また子どもたちも先程のような経験を通して体験を通して、木工に興味がある子は、やりたいというようなことであれば、それをもとに学校の方も考えていくということは可能なのかなとは思いますが。

ただ、現実として今、現在すぐ2つの部活に同時に指導・同行して活動するとか、その辺のところはちょっと時間的にも学校の中でやるのは難しい部分があるかなと思います。よろしいでしょうか。

以上です。

◇12番（山田邦彦君） ⑨は。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 確かに遊休農地が多くなっていることは、もうすでに皆さん、ご存じのとおりであります。過日、農業委員の皆さんが、遊休農地を耕して、またもとの畑に戻すという取り組みをしていただきました。そういう取り組みをしてもらう、できる畑もあると思いますけれども、もうほとんど山間地で傾斜地で、これから先、畑として使っていくのは難しいという農地もあることは事実であります。

当初、秋畑の山間地の農業の中で、山林に転用して、クヌギやナラを植えようという取り組みを一時したことがあります。確かに、クヌギやナラが大きくなってきましたけれども、そしたらこのような時代になって、いわゆる福島原発の影響でシイタケのほだ木が御承知のようなことになって、木が非常に大きくなったままになっている現状もある訳であります。そうしましたら、イノシシがそこへ、昔畑のあった所へおりてきて、非常に悪いことをしていると。山に戻したことによって、イノシシが近くまで出てきたというようなことにも繋がっている訳でありますけれども、木を使っただけでなく、木をまず使った方がいいというふうにも思っております。ナラ、クヌギでありましたら、シイタケの原木等に使える訳でありますし、ケヤキ等であれば、それこそ100年単位でないと大きな木にならない、50年単位ぐらいでは大きくなると使えないというふうにも思っておりますので、すぐすぐという訳にはいきませんが、議員がおっしゃられますように、ギンナンですとかイチョウですとか、そういうものを植えて、まずは実の採取をするんだということを白倉の地区と天引の地区等もやってもらっておりますけれども、そういう取り組みが遊休農地のいわゆる畑として使い勝手が良くない部分については、農地転用していくことも必要かなというふうにも思っております。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありましたら。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（佐俣勝彦君） よろしいですか。

以上で、山田邦彦君の質問がすべて終了いたしました。

これもちまして、一般質問が終了しました。



○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 平成30年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 平成30年第1回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、本会議にご提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案どおり、ご議決、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

本会議、そして全員協議会などで、皆様から寄せられました数々のご意見、ご提言等

は、常に念頭に置いて今後の町政執行に当たりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、間もなく平成29年度から30年度へと年度が切り替わります。しかし、行政はとどまることができません。切れ目無く続いているのでありますから、私と職員一丸となって新年度を元気にスタートさせ、積極果敢に取り組んでまいりますので、議員をはじめ町民の皆さんのお力添えをぜひ賜りたいと思います。

間もなく「キラッとかんら観光キャンペーン」のメイン行事がある桜の時期を迎えます。今年の桜前線は、少し早い予報でありますけれども、常におもてなしの心で観光客をお迎えし、甘楽町の魅力発信に繋げていきたいと考えております。

議員の皆様にも、各イベントにご出席の上、盛大に開催できますようご指導、ご協力の程、お願い申し上げます。

また、明後日3月18日の日曜日には、いよいよ国道254号バイパスの吉井北通り線の開通式が行われます。これで国道254号バイパスの全線が開通となり、甘楽町町民にとっても利便性の向上が期待されるところであります。

同時に、これからバイパス沿線の開発も活発化すると思っておりますので、町が計画している甘楽第一産業団地、金井北住宅団地の分譲と相まって、甘楽町の発展に繋がるよう、しっかり状況を注視してまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましても、情報収集等にご協力をお願い申し上げます。

また、本日はこうして大勢の傍聴の皆さんにお越しをいただきました。最初の部分は、各議案について、すでに提案説明が終わっており、議決のみでありまして、非常に分かりづらい部分があったのではないかと思いますけれども、今後においても議会、そして町に対して関心を高めていただけますことを傍聴の皆さんにお願い申し上げます。

季節の変わり目でありますので、皆様にはご健康に留意され、ますますご活躍を賜りますようご祈念を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月8日に開会されました今期定例会も、議員各位をはじめ、執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日無事に閉会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、平成30年度一般会計予算及び各特別会計予算をはじめ、重要な条例や人事案件など、多くの案件をご審議いただき、上程された全議案の議決を得ることができました。

執行各位におかれましては、議員各位から出されました意見、ご要望につきましては、意にかなう、より効率的な業務執行に努められるよう、強く期待をしております。

東日本大震災の発生から7年が経過しましたが、群馬県内でも、1月には草津白根山が噴火し、多大な被害があったところです。今年の冬は、町内でも10センチ以上の積雪が2回ありました。このような状況下、甘楽町地域防災計画の完成は、今後、災害に対する意識を高める上で、大きな前進となりました。また、一昨日は、消防本部にて、議員一同で救助訓練を視察し、災害への備えの必要性を痛感いたしました。

本日は、こうして大勢の皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。

私ども議会も、「信頼される議会」「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆さんと力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後においても、議会に高い関心を高めていただき、再度傍聴いただければ幸いです。

最後に、当町のますますのご発展とご参会の皆様方のご多幸、ご活躍をご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成30年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後2時51分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 山 田 邦 彦

署名議員 黒 澤 篤